



県 章

滋賀県公報

平成 27 年 (2015 年)
1 月 13 日
第 3948 号
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (医療福祉推進課) 1

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 (医療福祉推進課) 1

介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (医療福祉推進課) 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 2

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定 (湖北) 2

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (湖北) 3

○ 教育委員会公告

平成26年度滋賀県公立図書館職員 (司書) 採用選考第 1 次および第 2 次考査実施公告 (生涯学習課) 3

○ 監査委員公告

監査結果の公表公告 5

告 示

滋賀県告示第 7 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成 27 年 1 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム伊香の里	長浜市木之本町黒田1221番地	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 会長 一居隆夫	長浜市湖北町速水2745番地	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成27. 1. 1	2570301339

滋賀県告示第 8 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 27 年 1 月 13 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	--------------------------	------------	-----------	-------

滋賀県済生会 訪問看護ステーション 居宅介護支援事業所	草津市青地町600 番地 1	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部滋賀県済生 会 支部長 畑丈夫	栗東市大橋二丁目 4 番 1 号	2570600847	平成26. 12. 31
-----------------------------------	-------------------	--	---------------------	------------	--------------

滋賀県告示第 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。
平成27年 1 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	指定年月日	介護保険 事業所番号
特別養護老人 ホーム伊香の 里	長浜市木之本町 黒田1221番地	社会福祉法人長浜市社 会福祉協議会 会長 一居隆夫	長浜市湖北町速水 2745番地	平成27. 1. 1	2570301339

滋賀県告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年 1 月13日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の 名称	事業所の 所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	指定障害福祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
グループホーム じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940 番地	一般社団法人 じゅう楽	東近江市五個 荘金堂町940番 地	共同生活援助 (介護サービ ス包括型)	平成27. 1. 1	2520500287

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

平成27年 1 月13日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事業所の 名称	事業所の 所在地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所の 所在地	サービ スの種 類	指定年月日	介護保険 事業所番号
医療法人東 川クリニック 訪問看護 ステーション てって	長浜市弓削町 342	医療法人東川クリ ニック 理事長 東川昌仁	長浜市弓削町 342	訪問看護 介護予防訪 問看護	平成27. 1. 1	2560390169
社会福祉法 人長浜市社 会福祉協議	長浜市木之本	社会福祉法人長浜市	長浜市湖北町	通所介護		

会ほのぼの デイサービス センター 伊香の里	町黒田1221番 地	社会福祉協議会 会長 一居隆夫	速水2745番地	介護予防通 所介護	平成27. 1. 1	2570301339
---------------------------------	---------------	--------------------	----------	--------------	------------	------------

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成27年1月13日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 苗 村 光 廣

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
社会福祉法人長浜市社会福祉協議会ほのぼのケアプランセンター伊香の里	長浜市木之本町黒田1221番地	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会会長 一居隆夫	長浜市湖北町速水2745番地	平成27. 1. 1	2570301339

教育委員会公告

平成26年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査実施公告

平成26年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査を次のとおり行います。

平成27年1月13日

滋賀県教育委員会委員長 藤 田 義 嗣

1 試験区分および採用予定人員 司書 2人

2 受験資格

(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する司書資格を有する者(平成27年3月末までに司書資格を取得する見込みの者を含む。)で、次のいずれかに該当する者が受験できます。

ア 昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者

イ 平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または平成27年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 平成27年4月1日

(2) 勤務先 滋賀県立図書館等

(3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額192,190円(地域手当を含みます。)で、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、平成27年1月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

(1) 日時 平成27年2月15日(日)9時(集合時間8時15分)から13時ごろまで

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学ならびに現代の社会に関する知識（知識分野）ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力（知能分野）について筆記試験を行います。

イ 専門試験 択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等の使用はできません。）。

※ 教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆等と消しゴム）を持参してください。

(4) 結果発表 平成27年2月下旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(7) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通（所定の用紙）

交付場所 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 (077) 548-9691

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「平成26年度滋賀県公立図書館職員（司書）採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課宛て請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ (<http://www.pref.shiga.lg.jp/boshu/>) および滋賀県立図書館のホームページ (<http://www.shiga-pref-library.jp/>) からダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚（宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。）

※ 受験番号等の通知に使用します。

(i) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通（所定の用紙）

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。平成27年2月9日(月)までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

電話 滋賀県立図書館総務課 (077) 548-9691

イ 提出先 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(7)出願時に必要な書類等です。

ア(i)第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 出願票は、平成27年1月13日(火)から平成27年1月28日(水)までの執務時間中に受け付けます。

郵送の場合は、平成27年1月25日(日)までの消印があるもの限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<http://s-kantan.com/pref-shiga-u/>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 平成27年1月13日(火)正午から平成27年1月25日(日)17時まで（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(7) 出願票 1人1通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

(イ) 履歴書 1 人 1 通（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）

(ウ) 写真 1 人 1 枚（最近 6 か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

(エ) 受験番号通知 1 人 1 通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、平成27年2月1日(日)以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。）。

※ 平成27年2月8日(日)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

電話 滋賀県立図書館総務課 (077) 548-9691

6 第2次考査 第1次考査合格者には、第2次考査を受けていただきます。

(1) 日時 平成27年2月24日(火)

(2) 場所 滋賀県立図書館（大津市瀬田南大萱町1740-1）

(3) 方法 図書館司書としての識見、表現力等について的小論文および口述試験を行います。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

(1) 第2次考査合格者については、平成27年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）、適性検査（公務員として必要な適性についての検査）等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、平成27年3月中旬に採用内定の通知をします。

(3) 身体に障害があり、座席や試験会場への交通手段等配慮を必要とする場合は、受付期間中に滋賀県立図書館総務課まで連絡してください。

電話 滋賀県立図書館総務課 (077) 548-9691

(4) 試験会場への自家用乗用車の乗り入れはできません。

監 査 委 員 公 告

監査結果の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、平成26年11月12日に提出のあった住民監査請求に係る監査を行い、その結果を平成26年12月25日付けで請求人に対し通知したので、これを公表する。

平成27年1月13日

滋賀県監査委員 西 村 久 子

〃 平 居 新 司 郎

〃 山 田 実

〃 谷 口 日 出 夫

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1) 請求書

ア 請求の要旨

滋賀県の緊急雇用創出事業に対して、米原市が米原起業型地域雇用促進事業（空家対策総合支援業務）として、補助金の申請を行い、滋賀県知事より滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金（4,466,000円）交付決定通知書受けた件について、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業の起業支援型地域雇用創出事業の要綱に違反する事実が在り、起業法人には平成21年に発足した「水源の里まいばら元気みらい条例」の会長・副会長が深く関与し、米原市との癒着が疑われる文書が存在し、米原市の監査委員の一人が、米原市への住民監査請求に対し、暴言を発し又、米原市職員が公式の場で発言した内容は、起業法人との癒着が過去、将来にわたり継続していることは事実であり、滋賀県に対し、補助金交付の返還と差し止めを請求します。

イ 事実証明書

滋賀県の緊急雇用創出特別推進事業の起業支援型地域雇用創出事業では、「地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後10年以内の民間企業やNPO等を委託先とし、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに委託先の企業の成長により地域の安定的な雇用の受け皿を創出する事業」支援対象企業では、「起業には、分割・合併による新会社設立は含まない」「将来的に事業の継続が見込まれ、雇用の継続・安定が期待される事業」「既に実施している事業の振り替えではなく、新たに事業の展開または拡大を行う事業であること」要領・要綱に記載されている。

・受託先の法人（平成26年1月17日 NPO法人として起業）「まいばら空家対策研究会」の上に「いざない湖北センター」（任意団体）が関与している事実がある。応募時の事業概要に、平成22年8月から活動を続けている「いざない湖北センター（任意団体）」の活動に関与してきたメンバーが中核を担っていると記載している。モデル自治会の現地調査及び空家所有者に対する意向調査の内容は、「いざない湖北センター」が、平成19年及び22年に実施した長浜市の田根地区と同様である。まいばら空家対策研究会の代表といざない湖北センターを事実上運営している人間は、「水源の里まいばら元気みらい条例」推進委員会の会長と副会長であり、「水源の里まいばら元気みらい条例」の重点事業（平成21年～25年）にも深く関与し、平成26年2月に米原市に提出している平成26年度の提言（米原市のホームページの水源の里に掲載）についても、「まいばら空家対策研究会」及び「長浜市田根地区」の内容と同様となっており、作成者は「いざない湖北センター」の事実上の運営者であるA氏が作成したものと断定できる。（A氏の過去の経歴：愛知県・三重県を中心に田舎を舞台としたコンサルタントであり、近年はふるさとである滋賀県湖北地区において、移住交流促進等の活動に携わっている事実からみても明らかである。）又、「水源の里まいばら元気みらい条例」の重点事業（平成21年～26年）の平成24年度定期監査で監査委員が、監査時点において「成果を図る評価基準が明確になっていない」と指摘しておきながら、「当初計画に盛り込まれた定住対策、都市交流、地域産業の育成、生活基盤の整備等における投資効果を含めた評価基準を明確にされ、これまでの成果について適正な検証がなされるよう要望する」とレベルの低い監査結果及び定期監査結果に基づく処置状況報告書となっている。又、新規職員採用についても問題がある。新規職員採用に対し、ハローワークの求人票と「いざない湖北センター」のネット上での職員募集とで問い合わせ先、社会保険等で申請応募時の見積書と食い違いがある。又、新規職員採用に際して面接及び採用決定は、まいばら空家対策研究会の代表であるBさんではなく、いざない湖北センターの事実上の運営者であるA氏が独断で決定している事実がある。又、「いざない湖北センター」は、ネット上で平成26年5月21日に「先日の空家対策研究会職員募集に引き続き、湖北での田舎暮らしを促進するため、一緒に活動していただけるスタッフを募集しています。湖北での田舎暮らしを促進するための各種事業を平成26年度も積極的に行ってまいります。長浜市や滋賀県の委託事業を引き続き受託します」と堂々と掲載している。起業支援型地域特別事業では、「すでに実施された事業の振り替えではなく、新たな事業の展開または拡大を行う事業であり、企業の成長によって地域の安定的な雇用の受け皿を創造する事業」となっているが、すでに実施された事業の繰り返しである。

・米原市起業支援型雇用創出事業プロポーザル審査委員会会議録要約において各委員から「まいばら空家対策研究会は、27年度以降の自立、収益性は厳しい」「今回の提案は自立に向けての内容が見えてこない」「つい先日（平成26年1月17日）設立されたということであるが、資格要件にある事業を適格に遂行できる能力を有するものであるという要件に合わない」「事業が終了すれば、いざない湖北センターに機能が戻ることはないのか」今回の補助金申請に当たって、疑問点が委員から多数出されているにもかかわらず、米原市政策推進部政策推進課（旧市長直轄組織：水源の里振興室）当委員会設置要綱第6条で「委員長が必要であると認めた時は、議事に関係あるものに対して、会議に出席または意見を聞くことができる」権限で次のようなことを述べている。「課題は、沢山あるので積極的に連携を図っていく」「こういった組織があればありがたい。是非とも連携したい。それに伴う応分の負担については、積極的に行っていきたい」この発言により委員会は採択「異議なし」で終了している。

まいばら空家対策研究会は、「米原市の空家対策に係る担当部署との研究会」目標として「行政と協働により取り組む」と断言している。行政との癒着が行われていると考えるのが常識である。

以上のことから、米原市起業型地域雇用促進事業には、全くあてはまらず、滋賀県の起業支援型地域雇用創出事業の要綱及び要領に違反し、不当な補助金を支出させている。

補助金の返還及び差し止めを請求します。

(2) 事実を証する書面

- ・ふるさと雇用再生特別推進事業・緊急雇用創出特別推進事業（滋賀県ホームページの該当ページをプリントアウトしたもの）
- ・米原市起業支援型雇用創出事業企画提案書
- ・田根地区空き家・空き地調査の結果と今後の対策について
- ・水源の里まいばら元気みらい条例推進委員会(米原市ホームページの該当ページをプリントアウトしたもの)
- ・これまでの事業実績と事業費（概算）
- ・米原市平成24年度定期監査結果
- ・求人票（まいばら空き家対策研究会）
- ・職員募集のお知らせ（～コホクスタイル～ブログ記事平成26年2月21日をプリントアウトしたもの）
- ・米原市起業支援型雇用創出事業プロポーザル審査委員会会議録要約
- ・県の補助金確定通知等、米原市が保有する空き家対策事業に関する書類一式

2 請求者

米原市 上松隆行

3 請求のあった日

平成26年11月12日

第2 請求書の受理

本件請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成26年11月17日に請求の受理を決定した。
また、地方自治法第242条第3項の規定に基づく暫定的停止勧告は不要と判断した。

第3 監査

1 請求人の証拠の提出および陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成26年11月25日に証拠の提出および陳述の機会を与えたところ、新たな証拠として陳述書が提出され、次のとおり本件請求に係る補足説明がなされた。

その結果、請求の理由は変更されないと判断されたが、返還および差し止めを求める補助金の金額が、米原市に対し平成25年度分として支出された379,504円および平成26年度分として交付決定された4,400,000円に変更されたものと判断した。

(1) 請求人の陳述の要旨

ア 私は、米原市の市民及び職員が将来的に夢の持てない自治体、さらには近い将来に自治体の消滅を感じた。この件で私の調査は、2つの問題を追究することから始まっている。

イ 1つ目は、13年前に旧米原町時代に実施された施策である。米原町・山東町・伊吹町 3町の合併協議会が始まる2年前 平成13年から16年の間に「まちづくりホットプラン」として、米原町の各自治区に対して、総額約2億9000万円という高額の補助金助成を行ったことである。本年3月に、これに関係した件で米原庁舎を訪問した時に、自分の住んでいる自治区に、約810万円を確認した時からである。4月に情報公開等で、米原町全ての自治区に合計約2億1900万円、内訳は、県補助金110万円、一般会計130万円、ほとんどが「まちづくり基金」から支出されていることが判明した。当時の町長は、村西俊雄さんであり、すでに愛荘町の町長を退任され、民間人となっておられる。

ウ 一方、現米原市長の平尾さんは、平成13年米原町総務課長、平成14年米原町政策推進室主幹兼室長、平成15年山東町・伊吹町・米原町合併協議会事務局長に就任、「ホットプラン」が終了した年度の平成17年2月新米原市で政策推進部長に就任、1ヶ月後、米原初代市長に就任されている。まず、合併前に米原町の「まちづくり基金」を全ての自治区にばらまく計画をしたのではないのか、ということのひとつ考えた。そしてもう一点は、自分の私利私欲の為に米原町をまとめれば、初代市長の座が見えていたのではないかということ。

この 2 点を疑問に思った。当然、現在も公人である平尾さんは、説明責任があると考える。

エ もう 1 つは、少子化の影響で、昨年度より自分がお世話になった小学校が廃校となっていた。私も昨年、地元に戻ってきたもので、それは聞いてはいたが、これほどひどいとは思っていなかった。この 10 年間の子供の減少率は、もの凄いスピードで進んでいる。又、逆に高齢者世帯の増加、空家の増加も同様であり、今後 10 年 20 年後を予測すると、私はあきらめモードになっていた。3 月にまいばら空き家対策研究会という存在を知り、前がかすかに見える状態になったことを覚えている。それに対する自分の考え、こういうことをしたら活性化するだろう、という自分の考えをまとめた。しかし、まいばら空き家対策研究会の実態は、移住者を中心に田舎暮らしを促進する団体だった。その団体に米原市が関与していることを知り、調査にのりだした。

オ 3 月 31 日に議会で報告された市長の施政方針演説、これから始めた。5 月 29 日に政策推進部及び政策推進課の責任者との打ち合わせで、平成 21 年に制定された「水源の里まいばら元気みらい条例」とその重点地域施策、これは 8 か村、奥伊吹の 8 自治区に該当し、その施策、及び今回の米原起業型地域雇用促進事業に滋賀県の補助金を使用されていることが判り、詳細を質問したところ、内容は、県労働雇用政策課の連絡先を伝えられ、そこに確認してほしいと言われた。そこで 5 月 30 日、就業支援室と連絡がとれ、県への窓口が米原市の政策推進課ではなく、商工観光課であることがその時点で判った。6 月 2 日に、経済環境部及び商工観光課の責任者と米原庁舎で内容確認を行なった。それから 6 月 3 日滋賀県緊急雇用創出事業として、補助金申請で空家対策に関する文書一式の情報公開を求めた。それから、市が県に申請した書類がその中になかったので、6 月中旬にさらに情報公開を求めた。7 月 2 日に、情報公開のすべての関係する文書が入手できた。それから 7 月 23 日、米原市へ住民監査請求を行った。8 月 4 日、米原市より却下（案）の提示があり、正式却下文書の要求をしたら、2～3 日後に正式却下文書を郵送するという回答があった。それから 8 月 5 日、記載内容補正要求の連絡があり、8 月 6 日、監査請求記載内容まとめの提出をした。9 月 19 日、正式却下文書を受理した。この間、弁護士さんと 3 回、相談している。

カ それから 9 月 25 日、湖北合同庁舎で、県の就業支援室にこの間の一連の説明と 3 項目の依頼をした。県への住民監査請求が可能かどうか。これが 1 点め。2 点めは、他に同じような事業で補助金を交付している事業の調査を依頼した。もう 1 点は別件である。10 月 24 日、1 か月たったので、依頼事項の確認をした。その時に、（県への住民監査請求は）一応可能であるということと、長浜市に対して、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月の 1 年間、同様の事業の補助金を出しているということを確認した。10 月 27 日 県監査委員事務局に訪問し、11 月 12 日、住民監査請求の提出を行った。これが、本日までの簡単な経過である。

キ 先日提出した事実証明書に、「水源の里まいばら元気みらい条例」の重点事業、平成 21 年から平成 25 年だが、米原市の定期監査についても触れている。平成 25 年度の支出については、正確な数字が把握できていないが、21 年から 24 年で 97,846,000 円が支出されている。25 年も入れると、多分 1 億は超えていると思う。財源の内訳は、県支出金 40,401,000 円、農業用水水源地域保全対策事業補助金 6,392,000 円、子育て支援環境緊急整備事業補助金が 3,150,000 円 緊急雇用創出事業補助金 30,859,000 円、それから財団法人自治総合センター 1,100,000 円、特別交付税算定基礎額が 42,000,000 円（注；陳述書では 4,200,000 円と記載）という内容になっている。滋賀県の補助金が 40% 強を占めている。この内大半が緊急雇用創出事業補助金である。プロポーザル会議議事要約でも、委員の方が、「事業が終了すれば、いざない湖北センターに機能が戻るのではないかと、過去にも（同じ事業が）あったような発言がある。又、補助金・基金の施策を安易に行っているように私は思う。

ク 滋賀県緊急雇用特別推進事業の起業支援型雇用創出事業の要領に違反している。滋賀県は、補助金の交付に関して、チェックシステムの強化をはかる必要が私はあると思う。

(2) 新たな証拠

ア 「陳述書」

2 関係職員等の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員等である滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課の職員に対して平成26年11月25日に陳述を求めたところ、次のとおり陳述がなされた。

(1) 商工観光労働部労働雇用政策課職員の陳述の要旨

ア まず、陳述に先立ち、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金および起業支援型地域雇用創造事業の概要について、説明したい。

イ 最初に、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金の概要であるが、当補助金は、厚生労働省の緊急雇用創出事業臨時特例交付金により造成した滋賀県緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対しまして、一時的な雇用および就業の機会の創出等を図るため、市町、広域連合および一部事務組合が実施する事業に必要な経費について、補助金を交付するものである。

ウ 次に、起業支援型地域雇用創造事業の概要について、これは、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金の補助事業の1つで、県が市町等に補助金を交付し市町等が起業後10年以内の民間企業やNPO等の事業者を対象に、雇用創出に資する事業を委託して、失業者を雇用する場を創出し、地域に根ざした事業展開を支援することにより、事業者の成長を促し、地域の安定的な雇用の受け皿を創出しようとするものである。なお、この事業の対象期間は、原則として平成25年度末までで、平成25年度までに開始した事業については平成26年度末までの期間となっている。

エ 米原市の事業実施については、米原市と「まいばら空き家対策研究会」との委託契約行為に基づくものであり、県がこれを直接実施しているものではない。その前提に基づき、米原市と「まいばら空き家対策研究会」との委託契約行為についての県の見解、および県がこの事業に対して、米原市に対して補助金を交付していることについての県の見解について説明する。

オ まず、米原市と「まいばら空き家対策研究会」との委託契約行為についてであるが、県としては、米原市が滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金を活用して、公募提案型で実施をされた「米原市起業支援型雇用創出事業」の1つとして、米原市が契約・実施をされたものであり、県が直接執行したものではなく、米原市が発注者としての責任の下、適正に執行すべきものであり、第一義的には、米原市が説明責任を負うものと考えている。

カ 次に、県が米原市に対して補助金を交付していることについて、「滋賀県緊急雇用創出特別推進事業の起業支援型地域雇用創造事業の要領・要綱に違反する事実がある」と主張される根拠とされている3点について述べる。

キ まず、1点目の「「まいばら空き家対策研究会」が「いざない湖北定住センター」の活動に関与してきたメンバーが中核を担っているとし、「まいばら空き家対策研究会」が実施している調査の内容は、「いざない湖北定住センター」がすでに実施している長浜市田根地区のものと同様なものとなっていることから、「起業には、分割・合併による新会社設立は含まない」との要領・要綱の定め違反する」という主張についてである。「まいばら空き家対策研究会」は、その会則によれば、「空き家の増加によってもたらされる様々な地域課題を総合的に解決していくことを目的とし、空き家の管理ならびに活用を促進していくための支援組織の立ち上げをめざす。なお、これらの活動を通じて、米原市の活力の維持・向上に寄与していくものとする」ことを目的としており、空き家の管理および活用を促進する活動を通じて米原市の活力の維持・向上に寄与するため、平成26年1月17日に新たに設立された団体であると認識している。一方、「いざない湖北定住センター」は、その会則によれば、「移住はもとより二地域居住や居住体験までを移住交流と位置付け、滋賀県湖北地域への移住交流を希望する人の受け入れを促進することによって、都市と農山村との交流促進、地域のなりわい振興、地域文化の継承、地域自治の増進に寄与し、湖北地域のにぎわいのある持続的な地域づくりに寄与すること」を目的としており、移住交流事業を通じて湖北の地域づくりに寄与する団体であり、「まいばら空き家対策研究会」とはその目的も活動内容も異なる団体であると考えている。

ク 次に2点目の「「まいばら空き家対策研究会」の実施する事業が「将来的に事業の継続が見込まれ、雇用

の継続・安定が期待される事業」には当たらない」との主張について、県では、米原市の事業報告書に基づく実地検査において、米原市に対するヒアリングおよび書類検査により、米原市がその事業継続性の見通しがあると判断していることについて確認している。

ケ 最後に 3 点目の「「まいばら空き家対策研究会」の実施する事業が、「既の実施している事業の振替でなく、新たに事業の展開または拡大を行う事業」には当たらない」という主張について、国の緊急雇用創出事業等実施要領では委託事業の対象となる事業については「市町が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）ものの振替でないこと。）」と規定しているところであり、米原市が実施する空き家対策総合支援事業は、米原市がこれまで実施してきた既存事業の振替ではなく新たな事業であると考えている。このことについても、県では、米原市の事業報告書に基づく実地検査において、米原市に対するヒアリングおよび書類検査により確認している。

コ 以上のことから、本件について、「滋賀県の起業支援型地域雇用創造事業の要綱および要領に違反」するものではないと考えている。

(2) 関係職員等の陳述に対する請求人の意見

ア 私も県に責任があるとは思っていない。2 回にわたって公文書公開を米原市に行っており、2 回目に行ったものが、県への申請書類であった。それしか県に対して提出されていないのであれば、滋賀県が把握できていないということは、私も納得はしている。

3 監査の実施

職員措置請求書の内容および陳述の内容より、監査対象機関を商工観光労働部労働雇用政策課とし、関係職員から事情を聴取するとともに、関係書類の提出を求め、監査を実施した。

第 4 監査の結果

1 監査の対象に係る請求人の主張

(1) 違法性についての請求人の主張

請求人は、職員措置請求書および陳述によると、

ア まいばら空き家対策研究会の委託先としての適格性

まいばら空き家対策研究会は、いぎない湖北定住センターと中心人物が同一であり、いぎない湖北定住センターのホームページ上でまいばら空き家対策研究会の職員募集を行い、いぎない湖北定住センターを連絡先としていたことなどから、いぎない湖北定住センターとまいばら空き家対策研究会の関係は、分割・合併による新会社設立に相当し、緊急雇用創出事業実施要領（平成 21 年 1 月 30 日付け職発第 0130008 号。各都道府県知事あて厚生労働省職業安定局長通知。以下「実施要領」という。）に定められている委託先の要件（第 5 1 (1)⑤エ）に違反している。

イ 事業の継続性

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、プロポーザル審査委員会において委員から疑問が多数出されており、将来的に事業の継続が見込まれ、雇用の継続・安定が期待される事業に該当せず、実施要領に定められている事業の要件（第 5 1 (1)⑤ウ）に違反している。

ウ 事業の新規性

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、いぎない湖北定住センターが平成 19 年度と平成 22 年度に長浜市田根地区において実施した事業（モデル自治会の現地調査および空き家所有者に対する意向調査）および平成 21 年度から 25 年度の米原市の水源の里まいばら元気みらい条例の重点事業の振替に該当し、実施要領に定められている事業の要件（第 5 1 (1)⑤ア）に違反している。

との理由から、米原市に交付した平成 25 年度・滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金のうち、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）として支出された 379,504 円の返還と、平成 26 年度・滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金のうち、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）として交付

決定された4,400,000円の差し止めに求めていると解されるので、以下これらについて判断する。

2 事実関係の確認

監査の対象となった滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金について、監査対象機関に対する監査を実施したところ、以下のとおりであった。

(1) 起業支援型地域雇用創出事業

ア 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金は、厳しい雇用失業情勢に対処し、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、一時的な雇用および就業の機会の創出を図るため、国からの交付金を受けて造成された基金であり、滋賀県においても同基金を活用した様々な事業が実施されている。

イ 滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金

滋賀県は、実施要領を受け、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金交付要綱を定め、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、市町等が事業主体として実施する事業に必要な経費について補助金を交付している。

ウ 起業支援型地域雇用創出事業

起業支援型地域雇用創出事業は、滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金の補助事業のひとつで、「失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供し、又は短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業であって、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業（実施要領より抜粋）」であり、対象となる事業は、実施要領において次のように定められている。

- (ア) 都道府県が企画した新たな事業であること（既存事業（実質的にそのように判断されるものを含む。）の振替でないこと。）。
- (イ) 建設・土木事業でないこと。
- (ロ) 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。
- (ハ) 起業後10年以内の民間企業等であって、本社が起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託して実施するものであること。
- (ニ) 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。

なお、実施要領第10により、(ア)の「都道府県」は「市町村」に読み替えられる。また、事業に関する考え方については、国が作成した平成26年3月28日付起業支援型地域雇用創出事業に関するQA【第3版】（以下、「国作成QA」という。）に示されている。

(2) 本件補助金交付にかかる手続

ア 本件補助金交付（起業支援型地域雇用創出事業に係るもの）の経過は、次のとおりである。

（平成25年度分）

平成25年6月28日	米原市長から起業支援型地域雇用創出事業を実施する変更交付承認申請書の提出
平成25年7月1日	交付決定変更承認
平成26年2月6日	米原市長から起業支援型地域雇用創出事業の補助金額に係る変更交付承認申請書の提出
平成26年3月14日	交付決定変更承認
平成26年4月15日	米原市長から関係書類を添えた実績報告書の提出
平成26年4月21日	実地検査の実施
平成26年5月22日	補助金の額の確定
平成26年5月30日	補助金の交付

(平成26年度分)

平成26年 4 月 1 日 米原市長から交付申請書の提出

平成26年 4 月 1 日 交付決定

イ 本件請求を受けた後、県では米原市に再度確認を行い、要件の適合性について問題ないと判断している。

3 判断

今回の請求では、補助金の返還および支出の差し止めが求められているが、請求に理由があるかどうかを判断するために、現に支出されている滋賀県緊急雇用創出特別推進事業補助金を対象として、以下請求人の主張について、それぞれ判断することにより、返還および差し止めの必要の有無を判断する。

- (1) 請求人は、まいばら空き家対策研究会といざない湖北定住センターとの関係が事実上実施要領第 5 1 (1)⑤エに違反していると主張しているので、このことについてまず判断する。

国作成 Q A20において、事業委託の対象者として「起業後10年以内の民間企業、NPO法人、これら法人以外の法人であり、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、事業協同組合等が考えられる。なお、分割・合併により設立した新会社は、従来の事業を引き継いでいるため、実質的に起業と見ることが困難であることから、分割・合併による新会社設立の場合、起業には含まない。」とされており、国作成 Q A30において、「当該企業が起業後10年以内の企業で、分割・合併と認められない場合であれば、支援対象となる。ここでいう「分割・合併」による設立には、形態（株式の持ち株比率の多寡を含む。）にかかわらず、これらの形態により設立された組織が実質的に既存事業の継承をしている場合を指すものである。」とされていることから、起業にあたるかどうかの判断については、「従来の事業を引き継いでいるか否か」によって判断すべきであると解される。

これを本件についてみると、いざない湖北定住センターの活動に関与してきたメンバーが事業の委託先であるまいばら空き家対策研究会の中核を担っていること、また、いざない湖北定住センターのホームページ上でまいばら空き家対策研究会の職員募集を行っていることは書類から確認できるが、これらのこと自体は実施要領において禁じられていないため、要件違反となることはない。また、いざない湖北定住センターが米原市において実施している既存事業をまいばら空き家対策研究会がそのまま継承しているという事実も認められない。

以上のことから、委託先の要件に合致していたとした県の判断は妥当であり、まいばら空き家対策研究会が委託先の要件に違反するとは認められない。

- (2) 次に、請求人は、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は継続性に疑問があり、実施要領第 5 1 (1)⑤ウに違反していると主張しているので、このことについて判断する。

国作成 Q A43において、「有識者の意見を聴取することで、委託先が事業終了後も雇用を継続し、将来地域の雇用の受け皿となり得る企業であるかの適格性を判断していただけると考える。」とされていることから、事業の継続性についても、有識者の意見を踏まえて採択した事業であれば、継続が期待できる事業と解される。

米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）の事業採択にあたっては、有識者を含む米原市起業支援型雇用創出事業プロポーザル審査委員会が開催されており、その会議録要約によると、事業の継続性や委託先の能力について意見が出されていることが認められるが、これらは意思形成過程のものであり、審査委員会において採択との結論が出され、そのことを踏まえて米原市が米原市起業支援型雇用創出事業としてふさわしいとして採択していることが確認できる。

以上のことから、事業継続の見通しはあるとした県の判断は妥当であり、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）が委託事業の継続性の要件に違反するとは認められない。

(3) 次に、請求人は、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は既存事業の振替であり、実施要領第 5 1 (i)⑤アに違反していると主張しているので、このことについて判断する。

ア 事業主体である市町等が異なる場合は、事業内容が同一であるとしても、既存事業の振替となることはない。いざない湖北定住センターが実施した長浜市田根地区における事業は、米原市の事業ではないから、事業の振替には該当しない。

イ 水源の里まいばら元気みらい条例の重点事業である米原市の「水源の里まいばら暮らし支援事業」は、条例に基づく施策の対象地域（指定地域）における地域団体等が行う移住者受入の取組を支援するため、空き家の再生および活用に必要な改修に対する経費を団体に補助する補助金制度や、空き家および所有者の意向調査の経費の助成を含んでいるが、指定地域の暮らしの支援及び高齢化、過疎・小規模化に対応するモデルとなる取組の推進が目的の事業である。

一方、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）は、事業主体である米原市が新たな事業として企画し、滋賀県に補助金交付申請をしたものであり、市内全域を対象とし、空き家に関する諸問題の総合的な解決をめざし、行政、自治会、空き家所有者、移住希望者をつないで、空き家の管理並びに活用を中間支援する団体の設立（ビジネス化）を目的とする事業である。

県は、米原市から資料を提出させ、ホームページで公表されている「主要施策の成果」および「水源の里まいばら元気みらい条例推進計画（平成25年度版）」等とあわせ、これらの事業について内容を確認した上で、事業の新規性について「過去の米原市の取組も含んだものにはなると思うが、空き家問題の解決に向けた取組を総合的に実施することは初めてであり、単なる看板のかけかえではない」と判断しており、その判断に特に不合理な点は認められない。

以上のことから、事業の新規性について問題はないとした県の判断は妥当であり、米原市起業支援型雇用創出事業（空き家対策総合支援事業）が既存事業の振替であり、委託事業の新規性の要件に違反するとは認められない。

第 5 請求の措置に対する判断

請求人は、補助金の返還および差し止めを求めているが、第 4 監査の結果で述べたとおり、請求に理由がないものとして、棄却する。

